

開 発 行 為 許 可 申 請 書 類 一 覧 表

別表 開発行為申請書類 (法第29条1項)		記載すべき事項
1	開発許可申請書(正・副) (別記様式第二)	
2	申請手数料 (申請時に現金にて納付)	
3	設計説明書 (市様式第4号)	
4	関係公共施設管理者の開発行為同意書(市町村長等) (市様式第5号)	
5	同上 (土木事務所、土地改良区等)	
6	公共施設管理者等に関する書類 (新たに設置される公共施設) (市様式第2号)	
7	同上 (従前の公共施設) (市様式第3号)	
8	公共公益施設管理者との協議書	
イ	公共施設の管理者	
ロ	義務教育設置義務者 (20ha以上の場合)	
ハ	水道事業者 (20ha以上の場合)	
ニ	一般電気事業者 (40ha以上の場合)	
ホ	ガス事業者 (40ha以上の場合)	
ヘ	地方鉄道業者、軌道経営者 (40ha以上の場合)	
9イ	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書(土地) (市様式第6号)	
ロ	同上(工作物) (市様式第6号)	土地の所在地、地番、地目、地積、所有者を各々記入一覧表とすること。
10	開発区域の土地明細表	
11	開発区域の登記事項証明書	
12	資金計画書(自己用の場合は不要) (別記様式第三)	
13	設計者の資格に関する申立書、及び証書等 (1ha以上の場合) (市様式第7号)	
14	申請者の資力信用に係る書類 (自己用で1ha未満の場合は不要)	会社登記簿謄本・定款(※)・事業経歴書・役員略歴・前年度の財務諸表(※)・納税証明書・議事録(※)
15	工事施工者の資力信用に係る書類 (自己用で1ha未満の場合は不要)	会社登記簿謄本・定款(※)・事業経歴書・建設業許可書の写し
16	その他必要な書類	公共水路等に流入する場合の同意書、文化財保護法に関する書類等、借地契約書、その他審査上必要と認める書類
A	開発区域位置図 (2万5千分の1都市計画図)	
B	開発区域区域図 (2千5百分の1都市計画図)	
C	開発区域土地の公図の写し	
D	地積測量図 (5百分の1程度)	
E	設計図	
イ	現況図 (2千5百分の1、区域図と兼用可)	地形、開発区域の境界、開発区域内及び周辺の公共施設、等高線(間隔2m)、樹木又は樹木の集団(1ha以上)、表土の状況(1ha以上)
ロ	土地利用計画図 (1千分の1)	開発区域の境界、公共施設の位置、形状、予定建築物の敷地の形状、予定建築物の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置、緩衝帯の位置、形状
ハ	造成計画平面図 (1千分の1)	開発区域の境界、切土・盛土部分、がけ、擁壁の位置、道路の位置、形状、幅員、勾配
ニ	造成計画断面図 (1千分の1、高低差の著しいヶ所)	切土又は盛土をする前後の地盤面
ホ	排水施設計画平面図 (5百分の1)	排水区域界、排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先名称、(雨水排水計算書)
ヘ	給水施設計画平面図 (5百分の1、排水施設計画平面図と兼用可)	給水施設の位置、形状、内のり寸法、取水方法、消火栓の位置
ト	がけの断面図 (5十分の1、切土2m超、盛土1m超、切盛土2m超)	がけの高さ、勾配、土質、切土、盛土以前の地盤面、がけ面保護の方法
チ	擁壁の断面図	擁壁の寸法、勾配、擁壁材料の種類、寸法、裏込コンクリートの寸法、透水層の位置、寸法、擁壁の位置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、基礎杭の位置、材料及び寸法
リ	予定建築物の平面・立面図 (百分の1程度)	建築面積、延べ床面積、建築物の構造、建築物の最高高さ、設計者の氏名
ヌ	その他必要な設計図(参考)	消防水利包含図、柵の構造図、浄化槽構造図など

(※) = (小規模な開発行為の場合などは省略できるものとする。)